

令和 2 年 3 月 2 日

各農業振興部出先機関長 様

農業振興部各課長 様

農業振興部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の
一時中止措置等について (依頼)

このことについて、令和 2 年 2 月 26 日に開催された国の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後 2 週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところです。

つきましては、契約済の建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む）に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取り扱いを定めたので、適切な対応をお願いします。

なお、維持管理業務委託など履行されなければ公物管理に支障をきたすものについては、この限りではありません。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から一時中止や工期（履行期限）の延長の申し出があった場合には、「受注者の責によらない事由によるもの」として取り扱うこととし、契約書に基づき、建設工事等の一時中止や設計図書等の変更を行うとともに、必要に応じて工期（履行期間）の延長を行うなど、適切な措置を講じてください。なお、一時中止の期間は、本通知から令和 2 年 3 月 15 日までの期間とします。
- 2 建設工事等の従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、1 に準じて対応するものとし、この場合における一時中止の期間については、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定してください。
- 3 1 の措置に伴い、工期（履行期間）が年度を越えるものについては、繰越等の手続きが必要となることから、契約等関係課と協議のうえ、対応してください。
- 4 受注者に対する周知については、別添内容の県農業振興部農業基盤課ホームページでの公開により行うこととします。

機密性2情報

担当者限り
事務連絡
令和2年3月2日

管内各県関係部（局）長 殿

中国四国農政局農村振興部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等について

このことについて、農村振興局整備部設計課長から別添のとおり連絡がありましたので、参考として送付致します。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から周知をお願いします。

事務連絡
令和2年3月2日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月26日付け農村振興局整備部設計課施工企画調整室長事務連絡）において、適切な対応をお願いしたところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところです。

このような中、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」（元予第2076号大臣官房参事官（経理）通知）が発出されたところであり、既契約の直轄工事及び業務に係る一時中止措置等については、当該通知の内容に基づき、適切に対応されたい。

また、このことについて、貴職から貴局管内の県に対し、参考送付するとともに、その際、関係市町村等へも周知されるよう依頼されたい。

【担当】

農村振興局整備部設計課施工企画調整室
施工基準班 小野・渡辺（内線5513）

元 予 第 2 0 7 6 号
令 和 2 年 3 月 2 日

中国四国農政局長 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事
及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和2年2月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣から、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところである。

については、既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職から願います。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、工事の請負契約に係る契約書について（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別紙の工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）又は建設工事に係る設計等業務の請負契約書について（平成8年2月23日付け8経第263号農林水産事務次官依命通知）別紙の業務請負契約書（以下「業務請負契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、工事請負契約書第19条及び第20条又は業務請負契約書第19条及び第20条の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

なお、工事請負契約書又は業務請負契約書に類する契約書により契約している工事又は業務についても同様とする。

（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染

拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事請負契約書又は業務請負契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、工事請負契約書又は業務請負契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知発出の日から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。